

教員評価制度について

○ 教員評価制度

本学では、「任期評価」と「実績評価」を導入し、「公立大学法人埼玉県立大学教員評価規程」に基づき、評価を実施している。

任期評価：任期中における実績について、定められた基準を達成しているか絶対評価を行うもの。任期付教員の再任審査で使用する。

実績評価：年度単位で、その実績について各学科等において相対評価を行うもの。翌年度の勤勉手当の支給率に反映するものである。

○ 評価者

副学長、学部長及び研究科長　－　学長　　※任期評価のみ

共通教育科長及び学科長　　－　学部長

その他の教員　－　所属する学科等の長（共通教育科長、各学科長、研究科長）

○ 評価結果

評価者は、教員評価委員会の審査を経て、評価を決定し、その結果を被評価者に対して通知する。

なお、任期評価については、評価者が年度毎に被評価者と面談し、評価対象期間中の進捗状況について、助言を行っている。

（参考）別添、公立大学法人埼玉県立大学教員評価規程

公立大学法人埼玉県立大学教員評価規程

平成22年4月1日
規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第12条第2項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学教員の意識改革及び能力向上を通じて、大学全体の教育研究活動等の活性化を図るための教員評価制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる教員の範囲)

第2条 評価の対象となる教員は、職員就業規則第2条第2項に規定する常勤教員（以下「被評価者」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、理事長が別に定める教員は、第5条に規定する実績評価の対象としない。

(評価の種類)

第3条 評価は、任期評価及び実績評価とする。

(任期評価)

第4条 任期評価は、任期付教員の再任審査で使用するものとする。

(実績評価)

第5条 実績評価は、勤勉手当における成績率の決定で使用するものとする。

(評価の対象期間)

第6条 任期評価の対象となる期間は、任期の初日から4年間（以下「任期評価対象期間」という。）とし、実績評価の対象となる期間は、年度の初日から当該年度の末日までの1年間（以下「実績評価対象期間」という。）とする。

2 任期評価対象期間中に出産休暇、育児休業及び病気休暇等で90日を超える就業できない期間（以下本項において「就業できない期間」という。）が生じた場合の任期評価対象期間は、就業できない期間に相当する期間（30日未満は切り捨てる。）延長することができる。

3 実績評価対象期間中に出産休暇、育児休業及び病気休暇等で30日を超える就業できない期間が生じた場合は、当該実績評価期間中の評価は行わないこととすることができる。

(評価の対象となる領域)

第7条 評価は、次の各号に掲げる領域について行う。ただし、助手の職にある者の評価については、この限りではない。

- 一 教育領域
- 二 研究領域
- 三 社会貢献領域
- 四 大学への貢献領域

(評価者)

第8条 評価を実施する者は、別表「評価者一覧」左欄に定める対象者について同表右欄に定める者（以下「評価者」という。）とする。

2 学長は、前項に定める評価者に事故等があり、評価を実施できない場合、別の者を評価者とすることができる。

3 評価者は、面談及び事前評価を行わせる者（以下「補佐役」という。）を設けることができる。

4 補佐役を設けた場合、評価者は速やかに教員評価委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

(教員評価委員会)

第9条 学長は、評価の公正性及び社会的、学術的な妥当性を確保するため、教員評価委員会を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 研究科長
- 五 共通教育科長
- 六 学科長
- 七 本学の教職員以外の者（以下「外部委員」という。）

3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員会の運営にあたっては、少なくとも1名以上の外部委員を選任するものとする。

（教員評価委員会部会）

第10条 学長は、評価基準案を作成するに当たって必要と認めるときには、教員評価委員会部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会の長は学部長とする。

3 部会の委員数及び構成員（以下「構成員等」という。）は、部会の長が別に定める。

4 構成員等を設け又は変更した場合、学部長は速やかに委員会に届出をしなければならない。

（学長等の役割）

第11条 学長の役割は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 評価基準を承認・決定すること
- 二 評価基準を学内に明示すること
- 三 評価者から評価結果の報告を受けること

2 共通教育科長及び学科長の役割は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 評価案を作成すること
- 二 評価を決定すること
- 三 評価結果を学長に報告すること

3 委員会の役割は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 評価基準を作成すること
- 二 評価案を審査すること
- 三 評価制度の見直しを行うこと

（任期評価における助言）

第12条 評価者は、年度ごとに、被評価者と面談し、任期評価対象期間における活動状況について、助言するものとする。

（評価の実施）

第13条 任期評価は任期評価対象期間終了後に実施する。就業できない期間が生じて任期評価対象期間を延長した場合も同様とする。

2 実績評価は実績評価対象期間終了後に実施する。

3 評価は、被評価者の自己申告に基づき、評価者と被評価者の面談を経て行うものとする。

（教員評価委員会への報告）

第14条 評価者は、前条に規定する申告の内容及び前条の規定により実施した評価案について、委員会に報告する。

（評価結果の通知等）

第15条 評価者は、委員会の審査を経て評価を決定し、その結果を被評価者に対して通知する。

（FDの支援）

第16条 評価が低く改善を要する教員には、大学が研修の機会を提供する。

(不服の申立て)

第17条 被評価者は、通知された評価結果に不服があるときは不服申立てをすることができる。

2 前項の申立てに関し必要な事項は、教員評価不服申立の手續きに関する細則（平成22年細則第4号）で定める。

(評価者研修の実施)

第18条 評価の実施にあたっては、定期的・継続的な評価者研修を行うこととする。

(事務局の設置)

第19条 委員会の庶務は、事務局総務担当が行う。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、教員の評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

評価者一覧

対象者		評価者
学長		—
副学長		学長
学部長		学長
研究科長		学長
共通教育科長、学科長		学部長
学部	共通教育科所属教員	共通教育科長
	看護学科所属教員	看護学科長
	理学療法学科所属教員	理学療法学科長
	作業療法学科所属教員	作業療法学科長
	社会福祉子ども学科所属教員	社会福祉子ども学科長
	健康開発学科所属教員	健康開発学科長
研究科	研究科所属教員	研究科長